

岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の一部負担金の支払が困難な高齢者の健康の保持増進を図り、福祉の向上に寄与するため、後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の一部を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 この要綱により後期高齢者福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、岩倉市の区域内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）に規定する受給資格者（同条例第4条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (2) 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年岩倉市条例第23号）に規定する受給資格者（同条例第2条第2項第2号に該当するため同項の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者のうち、前年の所得（1月から7月までの間にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額以下であって、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として戦傷病者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額未満であるもの（所得の範囲及び計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条、第5条及び第8条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」とあるのは「（後期高齢者福祉医療費受給資格者の戦傷病者を除く。）」と読み替えるものとする。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条又は第20条の規定による勧告により入院した結核患者若しくは入院期間を延長された結核患者又はこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する中核市の長が認めた者
- (6) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、

その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、医療給付日の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるもの

(7) 市長が認定したひとり暮らし老人であって、医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない世帯に属する者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される世帯に属する者又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるもの（税法上の被扶養者になっている者を除く。）

(居住地特例)

第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、岩倉市の区域外に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、同条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、岩倉市の区域内に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、同条の規定にかかわらず、受給資格者としない。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者
- (3) 法令の規定により、この要綱による給付と同等な給付を受けることができる者

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、後期高齢者福祉医療費受給者証（様式第2。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、第2条第1号に該当する者のうち、岩倉市障害者医療費支給条例第2条第6号及び第7号の規定に該当して医療費の支給を受けようとするものについては、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者

がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者となくなる日。以下「有効期限」という。)までとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する受給資格者の受給者証の有効期限は岩倉市障害者医療費支給条例に規定する有効期限と、同条第2号に該当する受給資格者の受給者証の有効期限は岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例に規定する有効期限とする。
- 5 受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、第8条第3項の規定により医療費の支給を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)の診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。
(受給者証の更新申請等)

第6条 受給者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書(様式第3)に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。)とあるのは「前回の有効期限の翌日(」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替えるものとする。
- 3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第7条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第4)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(医療費の支給)

第8条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定によ

り受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる

4 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

(医療費支給申請)

第9条 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療費について前条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

(医療費の請求)

第10条 第8条第3項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、診療報酬明細書を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する請求があつたときは、前条に規定する申請があつたものとみなす。

(支給額の返還)

第11条 市長は、受給資格者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第13条 受給者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を当該変更のあつた日から起算して14日以内に後期高齢者福祉医療費受給資格等変更届（様式第6）に、当該変更のあつたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 当該受給者が受給資格者と認定されたときに該当するものとされた第2条各号に掲げる要件

2 受給者が、受給資格者でなくなったときは、速やかに、後期高齢者福祉医療費受給資格喪失届（様式第7）により、市長に届け出るとともに、受給者証を返還しなければならない。

3 受給資格者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、第三者行為による傷病届（様式第8）により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第14条 市長は、医療費の支給に関し、必要と認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第15条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

(岩倉市福祉給付金支給要綱の廃止)

2 岩倉市福祉給付金支給要綱（昭和58年4月1日施行）は、廃止する。
(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日において、廃止前の岩倉市福祉給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第3に規定する支給対象者に該当する者のうち、この要綱の受給資格者に該当しない者については、この要綱による受給資格者となるまでの間は、受給資格者とみなす。この場合において、当該受給資格者については、第5条から第7条まで及び第13条の規定は適用しないものとする。

4 この要綱の施行の日より前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお旧要綱の例による。

5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、受給資格者としない。

附 則

この要綱は、平成20年9月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に基づいて作成されている諸様式は、改正後の岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日において、改正前の岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条第7号に規定する支給対象者に該当する者のうち、改正後の岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱の受給資格者に該当しない者については、平成27年7月31日までの間は、受給資格者とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に基づいて使用されている様式は、この要綱による改正後の岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。